

	第三項		第四項	第五項	第十二項
	次条第二項	第四十二条の五第二項	第六十八条の九第十一項（前条第七項	次条第五項、第六十八条の十一第五項	第四十二条の五第二項
の十五の二	新租税特別措置法第六十八条の十第二項	平成二十三年改正法附則第五十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の十第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第五項	旧効力措置法第四十二条の五第二項
法人税法第二条第三十一号				新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項	同法第二条第三十一号

	第四十二条の五第三項	旧効力措置法第四十二條の五第三項
第十三項	又は租税特別措置法第六十八條の十第二項	又は經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第二項
第十四項	並びに租税特別措置法第六十八條の十第二項 「租税特別措置法第六十八條の十第五項（	並びに旧効力連結措置法第六十八條の十第二項 「經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第五項（
及び租税特別措置法第六十八條の十第五項」	租税特別措置法第六十八條の十第五項」	旧効力連結措置法第六十八條の十第五項」
及び租税特別措置法第六十八條		及び旧効力連結措置法第六十八條

八条の十第五項	の十第五項
---------	-------

〔連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置〕

第七十三条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の十五の二	
調整前連結税額の百分の二十に相当する金額	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）	第六十八条の十五の二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項
帰せられる金額の百分の二十に相当する金額	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該

	第三項	供用年度の連結所得に対する調整 前連結税額から控除される金額の うち当該中小連結親法人又はその 中小連結子法人に帰せられる金額 がある場合には、当該金額を控除 した残額
	控除される金額がある場合 には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧 効力措置法第六十八条の第十二項 若しくは第三項の規定により当該 連結事業年度の連結所得に対する 調整前連結税額から控除される金 額がある場合には、これらの金額
同項	又はその連結子法人に帰せ られる金額がある場合には 、当該金額	前項 若しくはその連結子法人に帰せら れる金額がある場合又は旧効力措 置法第六十八条の第十二項若しく は第三項の規定により当該連結事 業年度の連結所得に対する調整前 連結税額から控除される金額のう ち当該連結親法人若しくはその連 結子法人に帰せられる金額がある 場合には、これらの金額

2) 新租税特別措置法第六十八条の第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結
確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申
告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関す
る経過措置)

第七十四条 新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日

以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条 新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確

定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八條の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八條の十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)
当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額(旧効力措置法第六十八條の十第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。)を	

第二項	又は第六十八條の十五第三項	第六十八條の十五第三項又は旧効力措置法第六十八條の十第三項
第三項	若しくは第六十八條の十五第四項	第六十八條の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十第四項

2| 新租税特別措置法第六十八條の十五の三第五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定の適用については、同項中「当該連結事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十三年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間」とする。

2| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

3| 旧租税特別措置法第六十八條の二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源供給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

4) 新租税特別措置法第六十八條の二十五（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第八十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の四十五第一項の表の各号の上欄に掲げるものに該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条（第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五十五條の六第一項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第六十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五條の六第一項
第四項及び第五項	第五十五條の六第一項	旧効力措置法第五十五條の六第一項
第十項	第五十五條の六第一項	旧効力措置法第五十五條の六第一項
	「第五十五條第十一項」とあるのは「第五十五條の六第十一項」	「第五十五條第十一項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得

		第十二項	第十一項		
	第五十五条の六第十二項	第六十八条の四十五第二項	第五十五条の六第一項	第六十八條の四十五第二項	
	旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項	旧効力措置法第五十五条の六第一項	「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」	税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第六十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項 「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項」

第十三項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十四項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
	第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項

2)

旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3)

前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第六十六条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合、当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額

五 第二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有す

る同項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十六条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

7 前項又は附則第六十六条第八項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

8 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十六条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの

期間の月数」とする。

- 10] 第八項又は附則第六十六條第十一項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

- 11] 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十六條第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

- 12] 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物

出資の日の前日までの期間の月数」とする。

13| 第十一項又は附則第六十六條第十五項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三條 新租税特別措置法第六十八條の六十七第七項の規定は、平成二十四年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行う国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第四十一條第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2| 平成二十三年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八條の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行った旧法人税法第百五十三條（旧法人税法第百五十五條において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五條に規定する経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第八十四条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該連結法人に対して当該調査に係る旧法人税法第五十三条又は旧法人税法第五十五条において準用する旧法人税法第五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

3| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

4| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

5| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

6| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定は、施行日以後に同条第十九項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

7| 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十四項の規定の適用については、同項中「第六項まで、第九項及び第十一項」とあるのは、「第六項まで」とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第八十五条 新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税

について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

- 2) 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に直系尊属からの贈与により財産の取得をする者（同年一月一日において二十歳以上の者に限る。）の当該財産に係る贈与税については、新租税特別措置法第七十条の二の三の規定にかかわらず、その者の選択により、旧相続税法第二十一条の七の規定を適用することができる。

（酒税等の特例に関する経過措置）

- 第八十六条 新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の第二十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の第二十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

- 2) 新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の第二十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び

義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第八十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十三年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2| 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）、若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租稅特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千二百九十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

3| 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租稅特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円
- 三 石炭 一トンにつき千四百四十円

4| 平成二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認

に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り、
 について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合
 における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、
 第二項の規定を適用する。

5| 平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は
 石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認
 に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り、）について、同
 項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該
 原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定
 を適用する。

6| 平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は
 石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認
 に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り、）について、同
 項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該
 原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措
 置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7| 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成
 二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石
 炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは
 石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった
 場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭
 税の税額については、第二項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等 に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等 に関する法律第十二条第一項及び第 二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等	同法第十三条第五項において準用する

に関する法律第十三条第三項	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第七項
租税特別措置法第九十条の四の二第二項	同法第九十条の四の二第五項
租税特別措置法第九十条の四の三第三項	同法第九十条の四の三第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四

実施に伴う所得税法等の臨時特例に 関する法律第四条において準用する 場合を含む。）	条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互 防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互 防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律（昭和二十九年 法律第百十二号）第二条第一項

8) 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9) 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置）

第八十八条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号（附則第八十七条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十七条第二項第三号に定める税率」とする。

2) 平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通